

る。若年層との接触による刺激を奪うことによって、老齢化を早めるだけでなく、人間としての尊厳を傷つけることになる。

また、近代の諸立法において、扶助よりも保険の重視という大きな進歩も注目せねばならない。というのは、保険が被保険者の努力に訴え、その尊厳意識を強めるのに反し、扶助は貧困の格付けによって富者と貧者を差別し、貧者の尊厳を傷つけるものであるからである。このような状況で、近代諸国が最も貧しい人々に集中的にとっている「選別の社会政策」といわれるものみると、われわれは、ある種の驚きと同時に不安を感じ得ない。

以上のようなわけで、社会政策の決定や実行には諸々の人権の根本的統一が必要であり、そのためには、人間の尊厳感をたえず与える努力がなされねばならないことがわかる。こうした尊厳感は、意識的な連帯組織によってのみ到達でき、しかも連帯にもとづく尊厳こそ社会政策の本質でなくてはならない。換言すれば、社会政策はあらゆる場合に、またつねに、人間愛の表現でなければならぬ。

Pierre Laroque, *droits De l'homme, travail social et politique sociale, Droit social,*

Déc. 1968.

(藤井良治 厚生省)

就業していない婦人の社会保障

(西ドイツ)



就業していない婦人の社会保障の問題については、1968年9月にキール Kiel で開かれたドイツ労働組合連合 DGB の連邦婦人会議で討議されたが、近くミュンヘンで開催される DGB 連邦会議でもこの問題がとりあげられる予定である。また、1968年9月のニュルンベルク Nürnberg の第47回ドイツ法律家会議も、社会法部会において、この問題について、「就業していない婦人の社会保障にかかる法律規定が改正されることを要望する」という態度をきめたことは、おおいに注目に値する。同社会法部会は、即時、部分改革を提唱している。さらに、この問題は、各種文

献でも取り扱われている。そして、それは諸外国でもいろいろと検討されている問題である。スエーデンではすでに、就業していない婦人の社会保障制度への組み入れは完了しており、いまや、1968年の国際自由労連 IBF G の世界婦人会議の報告が明確にしている、男子と女子の平等の取扱いの問題が前面に出できている。これに対して、ソ連邦では、人口政策的見地から、この問題が取り組まれていて、ソ連邦の経済学者 Perewedenzew は、母親に国家的給与を支給することを提案している。

社会調査委員会報告が動機を与える

西ドイツでは、この問題についての議論が社会調査委員会報告 Bericht der Sozialenquête-Kommission のなかでおこなわれている。そこでは、基本法 GG 第 3 条第 2 項を考慮して、女子と男子の平等の権利の意味が説かれ、また社会法についてもその規範が重要な意味をもつことが指摘され、主婦を単独被保険者として、社会保険のなかに組み入れるべきかどうかの問題が提起されている。この議論にあたっては、つきのような原則から、それが行なわれるべきである。①男子と女子の平等性 ②夫婦および家族の保護 ③夫婦においても男子と女子の平等な個人的自由という原則の承認 ④社会保障および正義の法国家的ならびに社会国家的命令

婦人および母親に対する社会保障は、いまのところきわめて不十分であり、基本法第 6 条第 1 項によって生涯のうちの一定期間の特別の保護がうたわれているにもかかわらず、婦人の社会保障が夫の保険保護に完全に依存しているというのが現状である。婦人は、職

業につくことによってのみ単独に被保険者となることができる。

社会給付に対する固有の請求権

婦人の地位の変化に伴い、給付に対する法律上の固有の請求権を、家族扶助から妻の疾病保険へ移すという考え方方が生じている。この考え方は、すでに広く支持を得ている。ドイツ法律家会議は、この考え方に対し同意している。DGB 連邦婦人会議は原則として賛意を表している。また、ドイツ社会民主党連邦婦人委員会は、このことを 1968 年 10 月に要求している。しかし、このような疾病保険制度における社会政策的要求がどのようにして実現されるかはまだはっきりしていない。子どもの世話をし、働いていない婦人を強制加入者として疾病保険の中に組み入れるべきかどうかについての検討がなされるべきである。また、その他の就業していない婦人については、任意加入保険への権利が与えられるようにすべきであろう。この場合、就業していない婦人に独立の被保険者資格が与えられるとすれば、当然、保険料の支払の問題が

生ずる。おそらく、費用は国または配偶者が負担しなければならないだろう。国は子どもの世話を専念しているため働かないこの種の婦人被保険者の保険料を負担することになるだろう。この国の財政的負担は、とくに母親はできるだけ長く子どもの世話を専念すべきであるという一般見解から説明できる。これに対して、就業してなく、また子どもの世話をしていない婦人たちについては、任意加入保険の保険料を本人から徴収するということになろう。

固有の年金請求権

疾病保険についての考慮とあわせて、年金保険についての考慮もおこなわなければならぬ。これによって就業していない婦人の固有の年金請求権が確立されるべきである。この場合、就業してなく、また子どもの世話をしない婦人も、強制加入者とすべきであろう。年金保険についても、国は、子どもの世話をし、働いていない婦人の保険料を負担すべきである。現在、14 歳未満の子どもをもつ就業していない婦人の数は、約 400 万人

である。

寡婦年金に対する請求権

遺族年金は、家計補充機能の原則から、誰人が子どもの世話をかかりきりにならなければならず、そのためになんらの収入も得られない場合にのみ支給されるものであるとみるべきであろう。しかし、遺族年金は、家計補充機能のみならず、夫婦によって得られた生活水準の維持のための、均衡機能をもつべきである。この従前の生活水準の維持ということは、遺族保護にとってきわめて必要なことである。したがって、将来固有の年金請求権をもつ婦人の場合でも、遺族年金に対する請求権はなくすべきでない。

ところで、最近、主婦のために、廃疾の場合でも社会的保護が与えられるような、独自の災害保険をつくるべきであるという要求もなされている。この要求がリハビリテーション・サービスを問題にしているのであれば、年金保険によっても、これを満たすことができるが、そうではなく、公的災害保険を主婦にも拡大適用すべきであるという要求がなされ

ているのである。子どもの世話を専念している主婦だけ、ここでも国家的保護のなかに組み入れられるべきである。その他の婦人については、私的保険でカバーできるようにすべきである。この場合、家庭において子どもの世話をしなければならないのに、働いている婦人は、子どもの世話を専念している婦人に比べて、損をするということになるので、この

ような職業と家事の二重の負担を背負っている婦人に対しては、この二重の負担を軽減、または、なくすような措置が講ぜられ、両者の均衡がはかられるようすべきであろう。

A. Holler, Zur sozialen Sicherung der nichtberufstätigen Frau, *Soziale Sicherheit-Bundesrepublik Deutschland*, Februar 1969, ss. 33~36.

(石本忠義 健保連)

疾病の社会的原因

(オーストリア)



われわれは、新しい時代の不安のまっただなかにいる。したがって、もしかりに、この新しい時代が医学ももたないということであれば、これはまさにたいへんなことである。われわれの歴史を通して、疾病の発生に、社会が及ぼす影響はきわめて大きい、ということは明らかである。新しい存在論的次元からすれば、人間の社会性は疾病との関係において理解されるべきである。この新しい考え方なるものは、孤立した人間を考え、人間そのものは自由であり、各自の意志によって生活をしているという古い考え方とは異なるものである。それは、認識論的な概念である。そこでは、共同社会は即社会であり、自律構造を有し、個人とそれを包括する社会とのあいだに作用がある組織である。